

平成 28 年の環境基本計画（化学物質分野）の点検について

平成 28 年 1 月 環境安全課

《これまでの経緯》

■平成 26 年 12 月 環境基本計画（化学物質分野）の点検結果の公表

■平成 27 年 9 月 サイカム SAICM¹ 国内実施計画点検報告書の策定

《平成 28 年点検スケジュール》

□平成 28 年 1 月（本日） 環境保健部会

（主な検討事項）

- ・検討作業・スケジュールの確認
- ・重点検討項目の検討（資料 4-2 のとおり設定）

□4～6 月 関係府省の自主的点検

□夏頃（P） 環境保健部会（P）

（主な検討事項）

- ・関係府省の自主的な点検結果を踏まえた点検案の確認

□10～11 月 点検報告書の取りまとめ

□同上 パブリックコメント

□同上 報告書の閣議報告

¹ Strategic Approach to International Chemicals Management（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）

(参考：全体の審議予定) →資料4-5

①点検方法等の審議

第82回総合政策部会（平成27年11月20日（金））

②関係府省の自主的点検等

平成27年12月～2月：地方公共団体アンケート調査等

平成28年4月～：関係府省の自主的点検

③中央環境審議会による点検

平成28年4月頃～7月頃

○第83・84回総合政策部会（事象横断的な重点分野、「汚染回復等」）、

○各重点分野の関連部会（地球温暖化、生物多様性、物質循環、化学物質）

平成28年7月頃～11月頃

○第85・86回総合政策部会 関連部会での点検報告書とりまとめ

○第87回総合政策部会 パブリックコメントの結果等を踏まえた点検報告書の審議

○中央環境審議会 点検報告書の閣議報告

○点検報告書の年次報告への反映等

平成28年点検における重点検討項目の設定について

1. 重点検討項目の設定について

第四次環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」における重点的取組事項を基に、平成26年の点検と同様に2つの重点検討項目として整理する。

2. 第四次環境基本計画に盛り込まれた重点的取組事項

- ① 科学的なリスク評価の推進
- ② ライフサイクル全体のリスクの削減
- ③ 未解明の問題への対応
- ④ 安全・安心の一層の増進
- ⑤ 国際協力・国際協調の推進

3. 重点的取組事項からの重点検討項目の設定（案）

平成26年に行った包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組における点検は、上記のうち、①科学的なリスク評価の推進、②ライフサイクル全体のリスクの削減、を基本とし、調査研究といったアプローチが主となる点で同様の取組である③未解明問題については、①の中に含めて整理した。

第82回総合政策部会資料「第四次環境基本計画の第4回点検（平成28年）の進め方について」（資料4-5）においては、基本的考え方として「…平成28年の点検においても平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととする」と整理されていることから、包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組における点検においても、平成26年の点検と同一の2つの重点検討項目について実施することとする。

（以上）

重点検討項目（案）

重点検討分野名：包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

重点検討項目①	科学的なリスク評価の推進等
関係府省	厚生労働省、経済産業省、環境省等
検討内容の詳細	<p>科学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、現行の枠組みに基づきリスク評価を着実に推進するとともに、リスク評価に係る新たな手法の検討等を行う。また、予防的取組方法の考え方について未解明の問題についての調査・研究等に積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>このような考え方に基づき、以下の項目について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) リスク評価の推進、目標値等の設定 【厚生労働省、経済産業省、環境省】 b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用 【厚生労働省、経済産業省、環境省】 c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応 【厚生労働省、経済産業省、環境省】

重点検討項目②	ライフサイクル全体のリスクの削減
関係府省	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等
検討内容の詳細	<p>ライフサイクル全体のリスクの削減のため、製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせて対応していくことで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減していく必要がある。</p> <p>このような考え方に基づき、以下の項目について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の促進 【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】 b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施 【厚生労働省、経済産業省、環境省】 c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応 【農林水産省、環境省】 d) 事故等への対応 【国土交通省、環境省】

H28年環境基本計画点検 重要検討項目における各府省の取組例（案）

①科学的な リスク評価 の推進等	a) リスク評価の推進、目標値等の設定	b) リスク評価の効率化などに向けた新たな手法の開発・活用	c) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応
取組事項	<p>■リスク評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質審査規制法に基づく優先評価化 学物質の指定・リスク評価（厚生労働省、 経済産業省、環境省） ● 農薬に係るリスク評価の推進（環境省） ● 化学物質の環境リスク初期評価の実施 (環境省) <p>■有害性評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質審査規制法における各種毒性試 験等の実施（厚生労働省、経済産業省、 環境省） <p>■ばく露評価の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質環境実態調査（環境省） ● 化学物質の人へのばく露量モニタリング 調査（環境省） ● 化学物質排出把握管理促進法における排 出量及び移動量の把握・公表（経済産業 省、環境省） ● 大気環境の常時監視（環境省） 	<p>■リスク評価の効率化等の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● QSAR・トキシコゲノミクス等の開 発・活用（厚生労働省、経済産業省、環 境省） ● 化学物質審査規制法の枠組における、ラ イフサイクルの全段階を考慮したスクリ ーニング・リスク評価手法（厚生労働省、 経済産業省、環境省） ● 農薬に係るリスク評価等の推進、評価手 法高度化等の検討（環境省） 	<p>■疫学研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査)（環境省） <p>■評価技術・手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内分泌かく乱作用のリスク評価手法の検 討（厚生労働省、経済産業省、環境省） ● 化学物質複合影響評価等調査費（環境省） ● ナノ材料のリスク評価手法の検討（厚生 労働省、経済産業省、環境省）環境中の 微量な化学物質による影響の評価（環境 省） ● 環境中の微量な化学物質による影響の評 価（環境省） ● 水環境中で検出される医薬品等（PPCPs）による生態系への影響把握検討（環 境省）

- | | | |
|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 水環境の常時監視（環境省）● 地下水質の常時監視（環境省） <p>■目標値等の設定に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none">● 大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討（環境省）● 水質環境基準等の見直し（環境省）● 土壌環境基準等の見直し（環境省） | |
|--|---|--|

■目標値等の設定に関する取組

- 大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討（環境省）
- 水質環境基準等の見直し（環境省）
- 土壌環境基準等の見直し（環境省）

②ライフサイクル全体のリスクの削減	a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での適切な規制の実施や、事業者の取組の促進	b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施	c) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌・底質等の負の遺産への対応	d) 事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置
取組事項	<p>■規制の実施に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質審査規制法における規制の実施（厚生労働省、経済産業省、環境省） ● 農薬取締法における規制等の実施（農林水産省、環境省） ● 代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策（経済産業省、環境省） 	<p>■排出・廃棄・リサイクルにおける対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表（経済産業省、環境省） ● 大気汚染防止法に基づく規制等（環境省） ● 水質汚濁防止法に基づく規制等（環境省） ● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策（環境省） ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理（環境省） ● 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い（厚生労働省・経済産業省・環境省） ● ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討（環境省） 	<p>■負の遺産への対応に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土壤汚染対策法における取組（環境省） ● P C B 特別措置法の取組推進（環境省） ● 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律における取組（農林水産省、環境省） ● 埋設農薬処理の進行管理（農林水産省） 	<p>■事故等により化学物質が環境へ排出された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合の措置（環境省） ● 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出（環境省） ● 海上における環境・防災対策の充実強化（国土交通省） <p>■その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水環境の危機管理・リスク管理推進事業（環境省） ● 油等汚染対策国内対応事業（環境省）

- | | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理（経済産業省、環境省）● 家電リサイクル法及び自動車リサイクル法並びに廃棄物処理法の広域認定制度等による拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進（経済産業省、環境省） | |
|--|--|--|

第四次環境基本計画の第4回点検（平成28年）の進め方について（案）

＜基本的考え方＞

第四次環境基本計画においては、毎年、同計画に基づく施策の進捗状況等の点検を行うこととしており、これを受け、平成25年、平成26年の2年間をかけて計画に掲げる全ての重点分野等について点検を行った。

こうした経緯を踏まえて、平成27年、平成28年の2年間で、その後の施策の進捗状況、前回点検において中央環境審議会の指摘した事項の進捗状況を含めて全ての重点分野等について再度の点検を行うこととし、具体的には、関係府省が平成25年及び平成26年の点検の結果を踏まえた取組を実施しているかどうかについて的確に点検を行う観点から、原則として、平成27年は平成25年の点検と同様の重点検討項目、平成28年は平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととしたところ（平成26年11月26日第78回総合政策部会了承）。

これを受け、平成27年の点検は平成25年の点検と同様の重点検討項目について点検を行ったところであり、平成28年の点検においても平成26年の点検と同様の重点検討項目について点検を行うこととする。

また、同計画においては、計画策定後5年間が経過した時点（平成29年）を目途に計画の見直しを行うこととされており、第4回（平成28年）の点検は、同計画の最後の点検となる。このため、今回の点検において施策の進捗状況等を確認するとともに、中央環境審議会が指摘する事項が、各分野における諸課題等の改善のみならず次期計画の策定に資するものとなるよう、これまでの点検結果を踏まえつつ、総合的な見地から今後の課題等の記述を行うものとする。

1. 今後の予定

- 第4回点検（平成28年）の予定は以下のとおり。

(1) 点検方法等の審議

【平成27年11月】

- 第82回総合政策部会（11月20日）

- ・ 点検方法の審議・決定
- ・ 事象横断的な重点分野※及び「汚染回復等」の重点検討項目の審議・決定

※ 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

(2) 関係府省の自主的点検等

【平成27年12月～平成28年2月】

- 地方公共団体アンケート調査等

【平成28年4月～】

- 関係府省の自主的点検

(3) 中央環境審議会による点検

【平成28年4月頃～7月頃】

- 第83・84回総合政策部会（事象横断的な重点分野、「汚染回復等」）
 - ・ 関係府省ヒアリング等を通じた点検（地方ブロック別ヒアリング等を含む）
- 各重点分野の関連部会（地球環境、自然環境、循環型社会、環境保健）

【平成28年7月頃～11月頃】

- 第85・86回総合政策部会
 - ・ 各重点分野の関連部会での点検結果報告
 - ・ 点検対象分野全般を鳥瞰する記述、事象横断的な重点分野、「汚染回復等」を含む点検報告書（案）の審議（パブリック・コメントに付す案の決定）
- 第87回総合政策部会
 - ・ パブリック・コメントの結果等を踏まえた点検報告書の審議
- 中央環境審議会
 - ・ 点検報告書の閣議報告

【平成29年～】

- 点検報告書の年次報告への反映等
 - ・ 点検報告書の年次報告への反映
 - ・ 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

2. 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 第4回点検（平成28年）における重点点検分野は以下のとおりとする。

（事象横断的な重点分野）

- ・ 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
- ・ 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- ・ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

（事象面で分けた重点分野）

- ・ 地球温暖化に関する取組
- ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- ・ 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- ・ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

- 上記に加え「放射性物質による環境汚染からの回復等」についても点検を行う。

(今後の予定)

【総合政策部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等		H25	H26	H27	H28
●経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進					
経済・社会のグリーン化					
商品・サービスに係る環境に関する情報の共有、コミュニケーションの促進					
環境配慮型の商品・サービスや事業者が評価・選択されることを促すために、商品・サービスについての環境情報や事業者の環境配慮の取組に関する情報が一層的確に提供される仕組みづくり		○	○		◎
環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となり得る、より高い環境性能に基づく基準(プレミアム基準)の提示・活用		○	○	○	
環境に配慮した選択を行う消費行動の推進			○		◎
事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示(ISO14001、環境報告書等)		○	○		
環境ビジネスの振興・環境金融の拡大		○	○		
環境の視点からの経済的インセンティブの付与			○		◎
国際市場を視野に入れた取組 (環境ラベリングの基準の調和、グリーン購入の団体ネットワーク等)			○		◎
グリーン・イノベーションの推進					
重点的に推進すべき環境研究・技術開発		○	○		
環境研究・技術開発の効果的な推進方策		○	○		
●国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進					
'グリーン経済'を念頭においた国際協力		○	○		
重点地域における取組			○		◎
地球規模での環境保全への取組		○	○		
民間資金や多国間資金の積極的活用			○		◎
国際的な枠組みづくりにおける主導的役割		○	○		
●持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進					
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり					
国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進			○		◎
持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流の促進		○	○		
環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化		○	○		
環境等の情報、影響の把握と政策、事業への反映					
環境に関する統計情報の充実(注1)			○		◎
環境政策に関する情報提供の充実(注1)			○		◎
より上位の戦略的環境アセスメントの検討		.	○		◎
環境影響評価制度の着実な運用			○		◎
●東日本大震災からの復旧・復興に際して環境の面から配慮すべき事項		○		○	
●放射性物質による環境汚染からの回復等			○		◎

注1:環境情報専門委員会において、環境情報戦略に基づく施策のフォローアップ調査として実施する。

注2:時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

【他部会】

第四次環境基本計画における重点分野名等		H25	H26	H27	H28
●地球温暖化に関する取組			○		◎
●生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組			○		◎
●物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組			○		◎
●水環境保全に関する取組		○	○		
●大気環境保全に関する取組		○	○		
●包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組			○		◎

注:個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえ変更はあり得る。

3. 重点検討項目

- 第4回点検（平成28年）の「事象横断的な重点分野」（横断分野）及び「汚染回復等」の重点検討項目は資料4のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」（個別分野）の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

（重点検討項目の選定の際の留意事項）

- 横断分野及び「汚染回復等」の重点検討項目については、総合政策部会において審議・決定し、個別分野の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。
- 深堀した分析が可能となるよう、横断分野の重点検討項目については、各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 報告を求める府省等をあらかじめ特定する。
- より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

4. 地方ブロック別ヒアリング

- 第4回点検（平成28年）においては、東北、関西、中国ブロックにおいて、重点検討項目の内容にも配慮しつつ、ヒアリングを行う。

（今後の予定）

ブロック	H25	H26	H27	H28
北海道	○			
東 北		○		○
関 東	○		○	
中 部	○		○	
関 西		○		○
中 国				○
四 国			○	
九 州		○		